

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）会則

平成26年7月22日

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）決定

平成27年6月18日

改正

1 目的

板橋区立上板橋第二中学校と板橋区立向原中学校の施設整備と適正規模・適正配置を連動させた検討を行うため、「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 板橋区立上板橋第二中学校と板橋区立向原中学校の施設整備と適正規模・適正配置に関すること
- (2) 校舎建設に関すること
- (3) その他準備に関する必要なこと

3 組織

協議会委員は次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 通学区域内の地域関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者（PTA）
- (4) 学校長
- (5) 教育委員会事務局次長
- (6) 前各項に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、協議会設置の日から協議をまとめ意見書を教育委員会に提出するまでとする。
- (2) 協議会委員が地域・学校に関連する団体等に属さなくなったときは委員の任期を終了し、新たな委員を推薦等により選出する。ただし、再任を妨げない。

5 会長・副会長

- (1) 協議会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により定める。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 協議会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故あるときは委員の互選により副会長を選任し、副会長は会長の職務を代理する。

6 会議

- (1) 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取り扱う。
- (3) 協議会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

7 意見の聴取

協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、

または資料の提出を求めることができる。

8 会議の記録及び記録の公表

会議は公開する。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

9 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則を準用する。

10 その他

- (1) 協議会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課長及び教育委員会事務局副参事（施設整備担当）において処理する。
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月23日

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区教育委員会規則第2号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則（昭和27年板橋区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第5号、第6条並びに第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第6号を次のように改める。

（6） 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。

付 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第5条から第7条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第5条から第7条までの規定は、なおその効力を有する。

○東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和27年11月1日東京都板橋区教育委員会規則第8号

改正

平成10年2月16日教育委員会規則第2号

平成14年2月1日教育委員会規則第2号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

第1条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

一部改正〔平成10年教委規則2号〕

第2条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることがある。

第3条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酩酊した者
- (3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成14年教委規則2号〕

第4条 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。

第5条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

- (1) 傘、杖（委員長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。

一部改正〔平成14年教委規則2号〕

第6条 傍聴人がこの規則に違背したときは、委員長はこれに退場を命ずることができる。

第7条 委員長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

付 則（平成10年2月16日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年2月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。